関税定率法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十四年七月四日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第百八十二号

関税定率法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、関税定率法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十九号）の一部の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（関税法施行令の一部改正）

第一条　関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）の一部を次のように改正する。

第十二条第三項第一号中「コンテナーの番号」の下に「及び当該貨物を積んでいる外国貿易船が当該貨物の船積港を出港した日時」を加え、同条に次の五項を加える。

6　法第十五条第七項及び第八項に規定する政令で定める特別の事情は、暴風、豪雨、洪水、地震、津波、噴火その他の自然現象の異変による災害及び火薬類の爆発その他の人為による異常な災害により報告することが困難であると認められる事情とする。

7　法第十五条第七項及び第八項の規定による外国貿易船の積荷に関する事項の報告は、当該積荷の船積港を当該外国貿易船が出港する二十四時間前までに行わなければならない。ただし、当該船積港とその外国貿易船が入港しようとする最初の開港との距離その他の事情を勘案して、その時までに当該報告を行うことが困難なものとして財務省令で定める場合には、財務省令で定める時までに行えば足りる。

8　法第十五条第七項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。ただし、取締り上支障がないものとして財務省令で定める場合に該当する積荷については、これらの事項の報告を省略することができる。

一　法第十五条第七項に規定する積荷（以下この項において単に「積荷」という。）の仕出地及び仕向地

二　積荷の記号、番号、品名及び数量

三　積荷の荷送人及び荷受人の住所又は居所、氏名又は名称及び電話番号

四　積荷について法第十五条第七項に規定する運航者等が交付する船荷証券の番号

五　積荷が詰められているコンテナーの種類及び番号

六　その他財務省令で定める事項

9　法第十五条第八項に規定する政令で定める者は、同項に規定する積荷について、同条第七項に規定する運航者等の行う運送を利用してする貨物の運送を業として行う者であつて、当該運航者等と当該積荷の運送契約を締結するものとする。

10　法第十五条第八項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。この場合においては、第八項ただし書の規定を準用する。

一　法第十五条第八項に規定する積荷（以下この項において単に「積荷」という。）の仕出地及び仕向地

二　積荷の記号、番号、品名及び数量

三　積荷の荷送人及び荷受人の住所又は居所、氏名又は名称及び電話番号

四　積荷について法第十五条第七項に規定する運航者等及び同条第八項に規定する荷送人が交付する船荷証券の番号

五　積荷が詰められているコンテナーの種類及び番号

六　その他財務省令で定める事項

第十三条第一項から第三項までの規定中「第十五条第七項」を「第十五条第十項」に改め、同条第四項中「第十五条第九項」を「第十五条第十二項」に改め、同条第五項中「第十五条第十項」を「第十五条第十三項」に改め、同条第六項中「第十五条第十一項前段」を「第十五条第十四項前段」に改め、同項各号中「第十五条第十項」を「第十五条第十三項」に改める。

第十三条の二第一項第一号及び第二項中「又は第七項」を「、第七項、第八項又は第十項」に改める。

第十五条の次に次の一条を加える。

（積荷の船卸しの許可の申請）

第十五条の二　法第十六条第三項ただし書（貨物の積卸し）に規定する政令で定める報告は、同項ただし書に規定する許可を受けて船卸しをしようとする積荷（以下この条において単に「積荷」という。）について、当該許可を受けようとする者又は法第十五条第七項（入港手続）に規定する運航者等及び同条第八項に規定する荷送人が行う報告であつて、当該積荷を積んでいる外国貿易船の名称及び国籍並びに第十二条第八項及び第十項に規定する事項に関するものとする。

2　法第十六条第三項ただし書に規定する許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、積荷の船卸しをしようとする開港の所在地を所轄する税関長に提出しなければならない。

一　積荷の記号、番号、品名及び数量

二　積荷の船卸しをしようとする開港の名称

三　積荷の船卸しをしようとする日時

四　積荷を積んでいる外国貿易船の名称及び国籍

五　積荷について法第十五条第七項に規定する運航者等及び同条第八項に規定する荷送人が交付する船荷証券の番号

六　積荷が詰められているコンテナーの種類及び番号

七　その他参考となるべき事項

第十六条の二第一項中「第十八条第一項本文」を「第十八条第一項」に改め、「及び同項ただし書に規定する政令で定める場合」を削り、同条第三項を削り、同条第四項中「（入出港の簡易手続）」を削り、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項中「第四項各号」を「第三項各号」に改め、同項を同条第五項とする。

第九十一条の次に次の二条を加える。

（提出物件の留置き、返還等）

第九十一条の二　国税通則法施行令第三十条の三（提出物件の留置き、返還等）の規定は、税関職員が法第百五条第二項（税関職員の権限）の規定により物件を留め置く場合について準用する。この場合において、同令第三十条の三第一項中「国税庁、国税局若しくは税務署又は税関」とあるのは「税関」と、「この条及び次条」とあるのは「この条」と、「法第七十四条の七（提出物件の留置き）」とあるのは「関税法第百五条第二項（税関職員の権限）」と、同条第二項中「法第七十四条の七」とあるのは「関税法第百五条第二項」と読み替えるものとする。

（調査の事前通知に係る通知事項）

第九十一条の三　国税通則法施行令第三十条の四（調査の事前通知に係る通知事項）の規定は、法第百五条の二（輸入者に対する調査の事前通知等）において準用する国税通則法第七十四条の九第一項第七号（納税義務者に対する調査の事前通知等）に規定する政令で定める事項について準用する。この場合において、同令第三十条の四第一項第一号中「法第七十四条の九第三項第一号に掲げる納税義務者」とあるのは「輸入者」と、同項第二号中「当該職員の」とあるのは「税関の当該職員（以下この号において「当該職員」という。）の」と、同条第二項中「納税申告書の記載内容の確認又は納税申告書の提出がない場合における納税義務の有無」とあるのは「関税法施行令第四条の二第一項（特例申告書の記載事項等）に規定する特例申告書又は同令第五十九条第一項（輸入申告の手続）に規定する輸入申告書の記載内容」と、「国税」とあるのは「関税法その他の関税」と読み替えるものとする。